

■ Legal Update ■

ミャンマーで競争法(Myanmar Competition Law)制定案、発表

法務法人地平ミャンマーチーム

ミャンマー連邦議会は、ミャンマーの歴史上、はじめて競争法制定案(以下、同案)を発表しました。同案は、商務省(Ministry of Commerce)に最近新設された商業及び消費者局(Department of Commerce and Consumer Affair)が中心となり整えました。同案の主要内容は、以下のとおりです。

1. ミャンマー競争委員会の権限と義務

ミャンマー政府は、同法によって、関連省庁、政府機構及びNGOなどの専門家で構成するミャンマー競争委員会(以下、競争委員会)を構成しなければなりません(同案第5条)。競争委員会は、すべての企業が同一なチャンスをもって同等な競争ができるよう、下位規定を通じて、一部企業が市場を独占しようとする場合、それを防止しつつ、同法に違反する場合には適当な制裁を加える責任を負担します(同法第8条第a項ないし第c項)。

2. 独占及び不公正取引の禁止

事業者は、次の各号のいずれかに該当する行為として、市場を独占してはなりません(同案第14条)。

- (a) 商品の売渡、または、買収価格やサービスの代価を調整する行為
- (b) 商品、または、サービスの提供を制限、市場価格を調節する目的で直接、または、間接的に他の事業者らが適正な価格で商品を買収、または、売渡す機会を制限する行為
- (c) 他の事業者の活動を不当に妨害する行為

(d) 市場で要求される商品、または、サービスの供給量以下に低めるため、不当に商品、または、サービスの供給、移転、輸入を制限する行為

さらに、事業者は、① 消費者を欺く行為、② 事業上の機密を漏洩する行為、③ 商品を製造価格以下で販売する行為、④ 事業者を不当に差別する行為、⑤ 不公正な取引を広報する行為等を通じて公正な取引を阻害してはなりません(同案第17条)。

3. 企業結合の制限

競争法は、企業結合の類型として、(i) 他の会社との合併、(ii) 他の会社の営業の譲受、(iii) 新しい合併会社の設立に参加、(iv) 他の会社との連合(confederation between business)、(v) 競争委員会で定めた会社間の合併などを、定めています(同案第30条)。

同法によれば、単一会社の特定製品に対する市場占有率は最大30%であり、企業集団次元で同一製品を取扱う会社が2社以上である場合は最大50%、3社である場合には最大65%、4社以上である場合には最大75%に制限されます(同案第31条)。

事業者は、企業結合前に、委員会に対して事前許可を申請しなければならず、競争委員会は、許可申請書の検討のうえ、これを承認することになります(同案第32条)。

4. 違反時の制裁手段

競争委員会は、事業者が競争委員会の規定、指針等に違反する場合、警告、課徴金、期間を定めた営業停止、または、要視察企業名簿に登録する方法等で制裁を加えることができます(同案第34条)。一方、競争委員会の制裁決定に異議のある事業者は、制裁決定日から60日以内に不服することができます(同案第35条)。

また、競争法に違反する事業者に対しては、違反行為の態様によって、最低罰金50万チャットまたは懲役6ヶ月、若しくは、最高罰金700万チャットまたは懲役5年が賦課されえ、罰金、そして、懲役刑は併課されえま(同案第39条ないし第49条)。

同法が施行される場合、事業者の独占及び不公正取引行為が制限され、独占及び不公正取引をもたらする企業間の引受合併が難しくなるものと予想されます。但し、このような競争法の具体的な運用方法は、同法施行以後、競争委員会が公表する下位規定の内容によって異なってくるものと予想されるため、今後の推移に注意する必要があります。